

応募案内

(明石市営住宅維持管理・修繕等業務委託)

この応募案内は、都市局住宅・建築室住宅課が実施する公募型プロポーザル方式業務委託の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者が、公募型プロポーザル方式業務委託（以下「公募型プロポーザル方式」という。）に係る申請書類等に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 参加申請書等の作成要領

参加申請書等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（共同事業体の場合は、共同事業体名称並びに代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）を記載し押印してください。（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- (2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (3) 参考業務費内訳書の作成にあたっては、必ず参考見積金額と合致させてください。また、値引きの計上や端数処理により参考見積金額と合致させることは認めません。
- (4) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加申請書類等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。
- (5) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。

また、持参による提出も認めています。郵送の場合は必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

(1) 参加申請書等の送付封筒

参加申請書等の送付に使用する封筒等には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。

① 業務名

② 業者コード（共同事業体の場合は、代表構成員の業者コードを記載）（2部門以上に業者登録している場合はどの部門のコードでも可、追加登録により審査中の場合は記載不要）

- ③ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（共同事業体の場合は、共同事業体名称並びに代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

(2) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書

- ① 日付（郵便の場合は、**郵便局窓口持参日**を記載）
- ② 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（共同事業体の場合は、共同事業体名称並びに代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ③ 押印（業者登録で届出済みの使用印（共同事業体の場合は、代表構成員の使用印）を使用）
- ④ 業者コード（共同事業体の場合は、代表構成員の業者コードを記載）（2部門以上に業者登録している場合はどの部門のコードでも可、追加登録により審査中の場合は記載不要）
- ⑤ 電話番号等の業務責任者の連絡先

(3) 共同事業体構成表

- ① 日付（郵便の場合は、**郵便局窓口持参日**を記載）
- ② 共同事業体名称
- ③ 代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ④ 構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ⑤ 押印（各構成員の業者登録で届出済みの使用印を使用）
- ⑥ 電話番号等の各構成員の業務責任者の連絡先

(4) 共同事業体に係る委任状

- ① 日付（郵便の場合は、**郵便局窓口持参日**を記載）
- ② 共同事業体名称
- ③ 代表構成員（受任者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ④ 構成員（委任者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ⑤ 押印（各構成員の業者登録で届出済みの使用印を使用）

(5) 共同事業体協定書（原本）

- ① 共同事業体協定書の締結日は、公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（共同事業体用）の提出日以前であること。
- ② 共同事業体協定書の締結者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名は、名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印してあること。
- ③ 同事業体協定書の締結者の押印は、業者登録で届出済みの使用印を使用してあること。

(6) 企画提案書（表紙）

- ① 業務名
- ② 日付（**参加申請書等の受付終了日**）
- ③ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（共同事業体の場合は、共同事業体名称並びに代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）

④ 押印（業者登録で届出済みの使用印（共同事業体の場合は、代表構成員の使用印）を使用）

⑤ 企画提案書（表紙）の該当ページと企画提案書のページ数は、必ず合致させてください。

(7) 参考見積書

① 業務名

② 見積金額（必ず頭に¥を記載すること）

③ 日付（参加申請書等の受付終了日）

④ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（共同事業体の場合は、共同事業体名称並びに代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）

⑤ 押印（業者登録で届出済みの使用印（共同事業体の場合は、代表構成員の使用印）を使用）

(8) 参考業務費内訳書（表紙については指定様式を使用すること。）

① 業務名

② 参加申請者（見積者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（共同事業体の場合は、共同事業体名称並びに代表構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）

③ 押印（業者登録で届出済みの使用印（共同事業体の場合は、代表構成員の使用印）を使用）

(9) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

（共同事業体の場合は、すべての構成員について提出してください。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

(10) 過去3年分の決算状況がわかる書類

（共同事業体の場合は、すべての構成員について提出してください。）

損益計算書及び貸借対照表等、各事業者で決算書として作成している書類又はそれと同等の内容が分かる書類

5 異議の申し立て

参加申請者は公募型プロポーザル方式の実施後、この応募案内及び関係法令等の公募型プロポーザル方式条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により参加申請書等が明石市に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市都市局住宅・建築室住宅課

TEL：078-918-5044

FAX：078-918-5109